

島原市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、  
同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和3年1月25日

|         |       |
|---------|-------|
| 島原市監査委員 | 徳永 清己 |
| 島原市監査委員 | 本多 秀樹 |

令和2年度

財政援助団体等監査  
結果報告書

島原市監査委員

# 財政援助団体等監査結果報告

## 1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項の規定）

## 2 監査の目的

市が補助金の交付をしている団体や出資団体に対し、その事業が、補助金等の目的に沿って適正にかつ効果的に行われているかなどについて実施する監査である。

## 3 監査の対象団体

- (1) 監査団体 公益社団法人 島原市シルバー人材センター
- (2) 所管課 産業部 産業政策課

## 4 監査の着眼点

（島原市シルバー人材センター）

- ①補助金交付申請、実績報告等に関する手続きは適正か
- ②事業の実施は要綱等の交付要件に合致しているか
- ③補助金が対象事業以外に流用されていないか
- ④補助金に係る収支の会計経理は適正か

（産業政策課）

- ①補助金の決定は要綱に適合しているか
- ②補助金の額の算定、交付時期、手続き等は適正か
- ③補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか

## 5 監査の実施内容

平成 30 年度、平成 31 年度（令和元年度）の島原市シルバー人材センターへの補助金に係る出納その他の事務の執行状況について、関係書類の提出を求め、所管課職員の立ち合いのもと、団体責任者等から説明を聴取するなどして監査を実施した。

## 6 監査の実施期間

令和 2 年 10 月 19 日から令和 2 年 12 月 2 日まで

## 7 団体の概要

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称              | 公益社団法人 島原市シルバー人材センター                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 所 在 地            | 島原市坂上町 7526 番地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 法人設立日            | 平成元年 2 月 21 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 役 員 及 び<br>事 務 局 | (役 員) 理事 16 名、監事 2 名<br>(職員等) 理事長 1 名、事務局長 1 名、職員 7 名《うち、嘱託職員 4 名》<br>※令和 2 年 6 月 3 日現在                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 設 置 目 的          | 定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事 業 内 容          | <p>(1) 臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く。)又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く。)を希望する高齢者に対する、これらの就業の機会の確保及び組織的な提供</p> <p>(2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものに限る。)を希望する高齢者のための、職業紹介事業又は労働者派遣事業。なお、長崎県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)」第 39 条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を週 40 時間までとすることができる。</p> <p>(3) 高齢者に対する、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の習得を目的とした講習</p> <p>(4) 高齢者の臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務にかかる就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業</p> <p>(6) その他センターの目的を達成するために必要な事業</p> |

## 8 団体への市補助金の支出状況

| 補助金名称               | 年度別 | 平成 30 年度     | 平成 31 年度<br>(令和元年度) |
|---------------------|-----|--------------|---------------------|
|                     |     |              |                     |
| 島原市高年齢者就業機会確保事業費補助金 |     | 14,430,000 円 | 14,430,000 円        |

## 9 監査結果

補助金に係る出納その他の事務の執行状況等について、監査を行った結果、財務に関する事務の執行は概ね適正に処理されていたが、一部において不適切な事務処理が見受けられたので以下に記述する。

### (1) 島原市シルバー人材センターに関する事項

- ① 補助金交付申請及び実績報告書（以下「補助金交付申請等」という。）に添付されている予算（決算）書について、法人全体の予算（決算）書が添付されており、島原市高年齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱第 10 条に定められた補助事業（補助対象経費「運営に要する経費」）についての帳簿、その他書類など補助金の使途が明らかとなる経理書類の添付がなく、補助対象経費及び補助金の算定額が不明確となっていた。  
補助金交付申請等に当たっては、補助対象事業費の科目、積算内訳や経費一覧表の作成・添付など、補助金の対象経費やその算定額を明確にするための根拠資料となる書類を提出されたい。
- ② 次年度以降における予算編成は、運営経費の精査や直近における正味財産期末残高の増減推移などを反映した市補助金申請となるよう努められたい。
- ③ 補助金実績報告書の市への提出の遅延が見受けられた。島原市高年齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱第 7 条並びに島原市補助金等交付規則第 13 条に定められたとおりに提出されたい。
- ④ 島原市高年齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱第 6 条に定められた補助事業の実施状況に関する報告を市長へ報告されたい。

### (2) 産業政策課に関する事項

- ① 島原市高年齢者就業機会確保事業費補助金について、島原市高年齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱に基づき取扱いをされているが、近年の補助金交付額は同額となっている。補助金の交付決定については、事業の内容や収支計算書などを精査し、補助金の積算根拠を明確にすべ

きであり、又、実績報告による補助金額の確定については、補助対象経費に関する審査をおこなうことが必要であり、補助対象事業に関する帳簿やその支払いを証する証拠書類の提示を求め確認されたい。

- ② 補助金交付団体である島原市シルバー人材センターに対しては、地方自治法第 221 条第 2 項に定めるところにより、適切な指導監督を実施されたい。

## 10 むすび

島原市シルバー人材センターの会員数は、令和元年度末（令和 2 年 3 月 31 日）時点で 318 人（男 220 人、女 98 人）、平均年齢は 72.5 歳で、平成 30 年度と比較すると会員数 25 人（約 8%）の増、平均年齢は 0.6 歳上がっている。

また、事業実績となる令和元年度の年間契約金額は 156,926 千円（対前年度 17,777 千円、約 12.8%増）、年間契約件数は 2,073 件（対前年度 61 件、約 3%増）であった。

本成果は、本シルバー人材センターが年間を通して、会員募集及び業務内容の紹介を目的とした市内各種イベントへの参加、新聞折込みチラシや市広報誌掲載などをおこない、又、就業先の新規開拓を目的とした市内事業所への営業訪問が実を結び、その結果、令和元年度の契約金額については過去最高の数値を出している。これも本シルバー人材センターの役職員及び会員が一丸となり、高年齢者の生涯現役社会の実現に向けた効率的・効果的な取り組みをなされていることが伺え、市が第 7 次市勢振興計画の主要施策として位置付けている「高年齢者の就業機会の確保支援」の効果が確認できる。

ただし、市からの財政援助は、あくまでも義務的経費ではなく任意的経費であることを認識していただき、本シルバー人材センターの運営や事業展開等について、その予算書作成時から市補助金の使途やその積算内容の提示をおこなうなど、市と意思の疎通を図り協議されたい。

また、本年度で普通交付税の合併算定替の期限が切れ、市の人口流失も歯止めがかからない以上、今後、市の財政の使途は選択と集中を余儀なくされ、本補助金削減などの影響は避けられないことが予想される。よって、これらを見据えた自主財源の更なる確保など財政基盤の安定化に向け、なお一層の事業推進に努められたい。

最後に、今後も本シルバー人材センターにおいては、定年退職者等の高年齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、併せてシルバー事

業の意義を社会に広く周知することを目的とした社会奉仕活動やシルバー事業に関する広報活動などの普及啓発活動の推進をおこない、保育から介護など新たなサービス等で地域貢献が可能となる事業を拡げ、活力ある地域づくりに寄与するよう要望する。